

〔商品概要説明書〕

勤労者財産形成預金（一般財形預金）

（平成25年1月4日現在）

|  |   |
|--|---|
| 1. 商 品 名                                       | 勤労者財産形成預金（一般財形預金）   |
| 2. 預 入 対 象                                     | 勤労者（みなと銀行と財形契約をした企業の従業員）  |
| 3. 期 間   | 3年以上  |
| 4. 預 入 方 法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位 | 給与からの天引きのみ（預入回数は年1回以上、定期的な預入が必要です。）<br>1,000円以上<br>1円単位   |
| 5. 払 戻 方 法                                     | 満期日以後に一括して払い戻します。<br>(預入開始後1年間は払い戻しはできません。)   |
| 6. 利 息<br>(1) 適用金利<br>(2) 利払方法<br>(3) 計算方法     | 預入日の期日指定定期預金の店頭表示利率を満期日まで適用します。<br>解約日以降に一括して支払います。<br>付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算  |
| 7. 手 数 料                                       | —   |
| 8. 付 加 可 能 な<br>特 約 事 項                        | 優遇措置として借入資格条件を充たしていれば、国の財形融資制度を利用することができます。   |
| 9. 中 途 解 約 時 の<br>取 扱 い                        | 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。<br>①6か月未満 ____ 解約日の普通預金利率 ④1年半以上 __ 2年以上利率×60%<br>②6か月以上 ____ 2年以上利率×40% ⑤2年以上 __ 2年以上利率×70%<br>③1年以上 ____ 2年以上利率×50% ⑥2年半以上 __ 2年以上利率×90% |
| 10. その他参考と<br>なる 事 項                           | ①非課税（マル財）の対象ではありません。<br>②お利息には一律源泉分離課税（20%）が課税されます。<br>平成25年1月1日～平成49年12月31日までに受け取る利息については、20.315%の税金がかかります。<br>③最長預入期限にその元利金の合計額を前回と同じ定期預金に自動継続します。<br>金利については窓口にお問い合わせください。         |

当行が契約している指定紛争解決機関  
 一般社団法人全国銀行協会  
 連絡先 全国銀行協会相談室  
 電話番号 0570-017109（一般電話から）  
 または 03-5252-3772（携帯電話・PHSから）